

ア. 法定資格に基づく業務に従事する者の範囲

資格区分	資格名称		資格区分	資格名称		資格区分	資格名称
1001	医師		1008	理学療法士		1015	言語聴覚士
1002	歯科医師		1009	作業療法士		1016	あん摩マッサージ指圧師
1003	薬剤師		1010	社会福祉士		1017	はり師
1004	保健師		1011	介護福祉士		1018	きゅう師
1005	助産師		1012	視能訓練士		1019	柔道整復師
1006	看護師		1013	義肢装具士		1020	栄養士(管理栄養士を含む)
1007	准看護師		1014	歯科衛生士		1021	精神保健福祉士

イ. 相談援助業務に従事する者の範囲

資格区分	対象施設等	対象職種等	根 拠 等
2001	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
2002	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
2003	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
2004	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
2005	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
2006	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
2007	計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
2008	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
2009	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項 生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）